第七十二条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による申請を受けた管轄公共職業安定所の長は、当該申請をした日雇労働者に対し、法第四十二条各号のいずれかに該当することを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。

第七十三条第一項中「受けたとき」の下に「（当該日雇労働被保険者資格取得届を提出した者が法第四十二条各号のいずれか及び法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当すると認められる場合に限る。）」を加える。

第七十四条第一項中「添えて」の下に「、当該事業所の事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため当該事業主を経由して当該申請書を提出することが困難であるときは、当該事業主を経由しないで提出することができる。

第七十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、管轄公共職業安定所の長は、当該認定を受けようとする者の求職活動の内容を確認するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第七十四条第一項の規定によりされた日雇労働被保険者資格継続の認可申請については、この省令による改正後の雇用保険法施行規則第七十四条第一項の規定によりされたものとみなす。